

地方版子ども・子育て会議について (追補版)

平成25年4月

1. 公布通知（平成24年8月発出）等でお願ひした内容

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」（以下「地方版子ども・子育て会議」という。）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行することとしている。
 - 当該規定については、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議を踏まえ、政府案の「（合議制の機関を）置くことができる」との規定が「置くよう努めるものとする」との規定に修正されたもの。
 - 地方版子ども・子育て会議は、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから、設置するよう努めてほしい。
また、設置する場合には、同会議において市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の調査審議等が充分行えるよう設置時期について留意していただきたい。
 - 地方版子ども・子育て会議の人選については、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるよう、留意していただきたい。
- ⇒ 以上から、平成25年度の出来るだけ早期に、少なくとも幼児教育、保育、子育て支援を3本柱を中心とするバランスを配慮し、かつ、子育て当事者の参画に配慮した構成員により、条例による地方版の子ども・子育て会議の設置に努めて頂きたい。

2. 地方版子ども・子育て会議に関するQ & A

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

Q 地方版子ども・子育て会議は、国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないのか。雛形等を示す予定はないのか。

地方版子ども・子育て会議は、必ずしも国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないものではない。現時点で、具体的な雛形等を示す予定はないが、国の子ども・子育て会議のメンバー構成は法律上、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等である。地方版についても、こうした構成を参考に、バランスよく、幅広い関係者を集めていただく事を想定し、運営に必要な予算を確保してほしい。

Q 既存の協議会や審議会を活用することは可能か。

既存の協議会や審議会を活用することは可能であるが、子ども・子育て支援法第77条の合議体とする場合には、同条に基づく事項（会議の設置や組織及び運営に関し必要な事項）を条例で規定する等の必要がある。

また、制度の趣旨を踏まえ、構成員に幼児教育・保育両分野の関係者を入れ、子育て当事者の参画に配慮する等幅広く意見を聞いていただく仕組みとしてほしい。

※ 法律上、所掌事務が限定されていること等により、子ども・子育て支援法第77条の会議として扱う場合には条例の改正が必要であると思われる審議会等があることに留意する必要がある（次頁を参照）。

一方で、そのような限定がない条例設置の審議会等（例えば、次世代法上の協議会で条例で置いたものや、自治体の裁量で置かれている子ども・子育て支援一般を審議することが任務とされている会議等）については、特に条例の改正等を要せず、そのまま活用できるものと考えられる。

Q 既存の審議会として例えば地方社会福祉審議会を活用することは可能なのか。
※同審議会の審議事項は、「社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く）。」（注）専門分科会を置いた場合は児童福祉についての審議も可能。

地方社会福祉審議会を子ども・子育て支援法第77条の合議制の機関として活用するには、同審議会を「子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するために条例で定められたもの」として位置づけるために、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者を構成員に加えた上で（次頁参照）、以下のような条例改正を行うことが基本となる。

※地方社会福祉審議会において子ども・子育て支援に関する事項を審議する際には、あくまでも「社会福祉に関する事項」と不可分一体の事項として審議する必要があることに留意が必要。（例えば、幼児期の学校教育に係る事項のみを審議することはできない。）

◆条例改正イメージ（１）

第〇条 社会福祉審議会は、社会福祉に関する事務（子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を含む。）を処理する。

◆条例改正イメージ（２）

第〇条 〇〇市社会福祉審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。

なお、このような条例改正を行わない場合でも、「社会福祉に関する事項」と不可分一体のものとして審議することは可能であるが、その場合には、子ども・子育て支援法77条の合議制の機関への意見聴取ではなく、61条7項、62条5項に定める「子ども・子育て支援に係る当事者への意見聴取」として行うこととなる。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

Q 既存の審議会として例えば地方社会福祉審議会を活用する場合、構成員についてはどのような者から任命するか範囲が限定されているが、子ども・子育て会議における審議のために必要な者を構成に加えることは可能か。

社会福祉審議会の構成員は、「都道府県・指定都市・中核市の議会の議員」、「社会福祉事業に従事する者」、「学識経験のある者」のうちから自治体の長が任命することとされているが、自治体の判断により、幼稚園関係者、保護者等の子ども・子育て支援に関する議論に必要な者を「学識経験のある者」と解釈することは可能である。

○社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

Q 地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する、としているが、具体的にはどのような事項に関する調査審議を想定しているのか。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、同会議は、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待されること。

すなわち、同会議は、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすと考えており、実施計画の内容や、定員設定のあり方の審議をはじめ、具体的には次のような点について調査審議することが想定される。

- ・潜在的なものを含め幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- ・教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・現行の計画について見直すべき部分はないか

なお、保育料の改定など個別の給付や事業の扱いに関する詳細事項について、同会議で調査審議を行うか否かは、法律上の義務付け等はなく、自治体の裁量に委ねられているものと認識している。

Q 会議の設置時期については、平成25 年4 月施行とされているが、実際に設置するのは国から基本指針が示されるのを待ってからでもよいのか。

市町村計画、都道府県計画の策定については25年度から26年度半ばまでの約1 年半の間に、現行の計画のレビュー、ニーズ調査に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量の見込み（需要計画）と確保方策（供給計画）までの一連の作業を完了させる必要がある。計画の円滑な策定に資するためにも、新制度に対する理解の共有や現行の次世代法に基づく地域行動計画のレビューをまずは行っていただくことが必要であり、平成25 年度のできる限り早期に設置をお願いしたい。

Q 会議の名称は、「子ども・子育て会議」としなければならないのか。

名称については、特に法律上の定めはなく、各自治体の判断で役割にふさわしい名称を付していただくべきものであり、必ずしも「子ども・子育て会議」という名称である必要はないが、設置根拠となる条例等により、当該会議が子ども・子育て支援法第77条に基づき設置される会議であることが分かるようにすべきと考えられる。

3. 条例設置に関する留意点

- 子ども・子育て支援法第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。
- 地方版子ども・子育て会議は、複数の執行機関の附属機関とすることも可能である。（例えば、地方公共団体の長の契約の締結を合理的かつ公正にするための審議機関を置いた場合、教育委員会の所掌事務に関する契約締結についての審議を行わせるために別個の附属機関を設ける必要はなく、当該審議機関をしてこれを行わせることができ、この場合、当該審議機関は、地方公共団体の長と教育委員会と両者に附属するものとなる。）
- 条例で置かれた既存の会議について、子ども・子育て支援法第77条第3項で規定する「会議の設置や組織及び運営に関し必要な事項」等、条例で定めるべき内容が、条例で網羅されていれば、当該会議を子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」とすることは可能。

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条（略）

2～4

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。